

13. 保 育 料 等

(1) 保育料・延長保育料

保育料等は、3月31日時点での児童の年齢とそれぞれの世帯の住民税（特別区民税）の税額控除前所得割課税額を基礎として決定します。

① 保育料等の金額（44ページの一覧表をご覧ください）

令和7年9月より、東京都の第1子保育料無償化にあわせて、認可保育園等に通う区内在住のすべてのお子さんの保育料を無償化しましたので、保育料の負担はありません。

※教材費、行事費、延長保育料等は無償化の対象外ですのでお支払いいただきます。

※区外在住で区内の認可保育園等に通うお子さんの保育料等については、お住いの自治体によって異なります。（国の制度で3歳児クラス以降の保育料は無償化となっています。）

② 保育料階層の決定

保育料の負担がなくても、入園選考の際の優先順位や延長保育料額の決定、国への実績報告等にあたり、保育料階層を定める必要があります。

保育料階層決定時期は、4月と9月の2回です。4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。

③ 保育料階層の変更

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により住民税所得割課税額が変更になった場合等は、保育料階層を再計算しますので、必ず保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。保育料階層の変更は届出の翌月以降になります。

④ 保育料階層決定資料の提出

前年より引き続き、世田谷区で住民税が課税されている方は、保育料階層決定のための資料（住民税課税証明書、住民税決定（納税）通知書など）の提出は不要です。世田谷区が保有する住民税の情報から計算します。

転入などで、令和8年度住民税が世田谷区で課税されていない方、他の自治体の保育園等を希望される方は、20ページの保育料階層を決定するための税書類を提出してください。

必要な税資料の提出がないと、最高層の保育料階層に決定します。また、選考の際は、同一指数世帯の優先順位の第三段階（延長保育料は第二階層）で最高階層として選考することになります。

（32・35ページ参照）

※私立認定こども園（保育認定枠）と地域型保育事業の保育料階層の決定にあたっては、保護者の方の同意を得たうえで、世田谷区が保有する保育料の「世帯の階層区分」を施設に提供します。（入園後に保育料の「世帯の階層区分」に変更が生じた場合も同様とします。）

⑤ 給食費について

給食費には、主食費（ごはん）と副食費（おかず・おやつ・牛乳・お茶等）があります。

世田谷区では、令和7年9月より、区内在住のすべてのお子さんの給食費も無償化していますので、原則として給食費の負担はありません。

※区外在住で区内の認可保育所等に通うお子さんの給食費については、お住いの自治体によって異なりますので、給食費がかかる場合もあります。

⑥ 延長保育料等の納付方法

● 区立保育園・区立認定こども園の延長保育料

お支払いは口座振替をご利用ください。WEB口座振替サービスからお手続きができます。パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して口座振替の申込みができるサービスです(24時間対応)。区役所や金融機関の窓口でお手続きする必要がありません。

世田谷区ホームページ [ページID: 8045]



←こちらの二次元コードからお手続き可能です。
(科目「保育料」を選択してください)

なお、保育料口座振替(自動払込)依頼書による手続きも可能です(用紙は保育認定・調整課、保育園にあります)。ご利用の金融機関窓口で手続き後、「保育料口座振替(自動払込)納付届区役所提出用」を保育認定・調整課入園担当に郵送してください。各総合支所子ども家庭支援課では受け付けできません。

引き落としは毎月末日(末日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日)です。1人目のお子さんの延長保育料を口座振替している場合、2人目のお子さんは同じ口座からの引き落としとなります。口座振替においては、領収書の発行を省略しています。振替えた金額はご指定口座の預金通帳に記載されますので、ご確認ください。

※滞納が続いた場合は、法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

● 私立保育園・私立認定こども園(保育認定枠)・地域型保育事業の延長保育料等

各施設で定めた額を直接施設へ納めていただきます。教材費、行事費などの実費負担分がある場合も同様です。詳しくは直接施設へお問い合わせください。

⑦ 減額・免除・軽減制度

申請に基づき、区立保育園の延長保育料が減額・免除される場合があります。また、区外在住で給食費がかかる場合、多子世帯に対する負担軽減制度があります。詳しくはホームページ [ページID: 1416] をご覧ください。

認可保育園等の保育料について 問合せ先 保育認定・調整課 入園担当 ☎5432-1200
郵送先: 154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区保育認定・調整課 入園担当あて

(2) 保育料・延長保育料一覧表

(単位：円)

世帯の階層区分		保育料等の月額 (1人につき)	区立保育園、区立認定こども園 延長保育料の月額(1人につき)		
階層	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
			保育標準時間		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	0	0	0	0
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	0	900	900
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	0	900	900
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	0	900	900
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	0	1,800	1,300
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	0	2,300	1,500
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	0	2,700	1,800
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	0	2,900	2,000
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	0	3,200	2,100
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	0	3,500	2,300
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	0	3,800	2,500
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	0	4,000	2,700
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	0	4,200	2,800
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0	4,500	2,900
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0	4,700	3,000
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0	5,000	3,000
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0	5,200	3,000
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0	5,300	3,100
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0	5,500	3,200
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0	5,700	3,200
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0	5,800	3,300
D21		所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0	6,100	3,400
D22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0	6,400	3,500
D23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0	6,700	3,600
D24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0	7,000	3,700
D25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0	7,300	3,800
D26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0	7,400	3,800
D27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0	7,600	3,900
D28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0	7,700	4,100
D29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0	7,800	4,200
D30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0	7,900	4,300

※一覧の3歳未満児とは0～2歳児クラス、4歳以上児とは4～5歳児クラスのことです。

※保育料階層を決定する際の住民税所得割課税額は、住宅借入金等控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。

※区立保育園、区立認定こども園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問い合わせください。

※保育料は無償化されていますが、延長保育料は無償化の対象外です。

※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じになります。

後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのぼり保育料階層を決定し直します。

※一覧の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の住民税所得割課税額により行います。